

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）
事業者団体向け 解説資料

令和3年2月26日
林野庁

はじめに：本解説資料について

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」（以下「個別規範」という。）は、農林水産省に設置された「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」の議論を経て、林野庁において定めたもので、林業を営む会社や森林組合、雇用者のいない一人親方などが組織する団体が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。

事業者団体向けの個別規範に示す各取組事項については、小規模な事業者では安全対策や事故発生時に備えた措置を講じるための十分な専門的知識や時間を確保することが困難な場合も多いと考えられることから、各事業者団体の役割や能力に応じ、構成員に必要な助言や支援を講じていただくために期待される取組を示したものです。

本解説資料は、個別規範の各項目の内容を補足するものですので、作業安全規範の活用にあたり、必要に応じご参照ください。

1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。

1-① 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。

【取組の必要性】

作業事故防止のためには、業界団体が一丸となり安全意識を高めていくことが重要です。そのため、団体から構成員へ安全意識の向上のための働きかけを行うことが重要です。

【具体的な取組内容等】

作業事故防止に向けたスローガンを掲げる等の団体独自の活動の実施や、林野庁、厚生労働省、都道府県（以下「行政機関」という。）、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）等が作成したパンフレット等の啓発資材の紹介、構成員を参集する会議等における専門家の講演等実施しましょう。また、林材業ゼロ災推進中央協議会が実施する林材業ゼロ災運動等の取組を行いましょう。

1-② 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。

【取組の必要性】

事業者団体として安全に対する最新の知見や情報を積極的に収集し、構成員へ提供することは、構成員の安全意識を向上させるうえで重要です。

【具体的な取組内容等】

行政機関、林災防等のホームページや情報誌等を通じ、安全対策に関する情報を積極的に収集し、構成員へ提供しましょう。

1-③ 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。

【取組の必要性】

安全対策に関する研修・教育等を受けることは、安全に作業を行うために必要なことです。事業者団体が安全対策に関する研修を行ったり、外部の研修の紹介を行うことで、構成員が自ら実施することが困難な場合でも、効率的に安全対策を講じていくことができます。

【具体的な取組内容等】

構成員が参集する会議等において、外部専門家による安全に関する講演等を実施したり、林災防等が実施する研修や講習会（技能講習、安全衛生特別教育、能力向上教育等）の紹介を行きましょう。

1-④ 構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。

【取組の必要性】

構成員が共同で利用する場所等を管理している場合、事業者団体等が中心となって安全対策を講じることが重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員が共同で利用する土場や施設等を管理している場合は、作業安全上の危険箇所を確認し、把握した危険箇所については、張り紙等の注意喚起や、必要に応じて改善・整備を行い、安全に作業できる環境づくりに努めましょう。

1-⑤ 構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。

【取組の必要性】

資機材等を適切な知識や技能を持って安全に使用することに加えて、導入・更新する際にあらかじめ作業事故が発生するリスクの少ない資機材を選択することも重要です。事業者団体としても安全な資機材等の最新情報を収集し、構成員が資機材を導入・更新する際に安全面からも検討できるよう助言等を行うことが重要です。

【具体的な取組内容等】

林業用機械等の安全性に関する情報、作業の安全性を高める用具・防具の情報のほか、これらの導入に際して活用できる行政機関の支援等に関する情報提供等を実施しましょう。

1-⑥ 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。

【取組の必要性】

事件事例やヒヤリ・ハット事例の収集は作業事故の防止対策を図るうえで貴重な情報となります。構成員が安全対策に活かせるよう、事件事例やヒヤリ・ハット事例の情報を集め、そこから根本的な原因を分析し、再発防止策について構成員に周知していくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

行政機関及び林災防等における作業事故の分析結果、林材業ゼロ災推進中央協議会においてとりまとめられる情報等を活用し、構成員へ周知しましょう。

1-⑦ 構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。

【取組の必要性】

作業事故の大部分は、誤った作業方法や従事者の不安全行動が関係して発生しています。いくら作業事故を防止するための対策をとっても、従事者が自分勝手な方法で作業をしては、安全は確保できません。このため、作業安全に係るガイドライン等の作成、又は既存のガイドラインの活用により、構成員へ周知することは重要です。

【具体的な取組内容等】

厚生労働省や林災防等の既存のガイドラインを活用するなど、構成員に必要な作業安全に係るガイドライン等について情報提供を行いましょう。

1-⑧ 構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。

【取組の必要性】

安全対策を推進するためには、構成員が、いつでも相談しやすい・相談できる環境を整えておくことは重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員が安全対策について、いつでも相談しやすい・相談できる環境を整えるほか、構成員同士で安全対策の事例を共有できる場の設定等を行いましょう。

1-⑨ 効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。

【取組の必要性】

効果的な作業安全対策を講じるためには、作業安全に係る関係機関と連携し、安全対策を講じていくことが重要です。

【具体的な取組内容等】

行政機関のほか、林災防、中央労働災害防止協会、林材業ゼロ災推進中央協議会など作業安全に係る関係機関と連携し、効果的な作業安全対策を講じましょう。

2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

2-① 構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。

【取組の必要性】

労働者（パートタイマー等を含む）を1人でも雇用する事業者は、従事者が安心して働けるよう一定の補償を行える労災保険に加入する義務があります。

また、従事者と同じような作業に就いて作業事故の危険にさらされている家族従事者などに対しても、労災保険への特別加入や任意保険へ加入することが望まれます。

【具体的な取組内容等】

構成員に対し、労災保険の加入を徹底するほか、事業主や家族従事者の労災保険特別加入や民間保険・共済加入を推奨しましょう。

2-② 必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。

【取組の必要性】

一人親方でも、事業者本人や家族従事者が加入できる労災保険特別加入制度があります。加入手続は、事業者を構成する特別加入団体が行う必要があります。適当な特別加入団体が存在しない場合には、事業者団体が特別加入団体を設立し、受け皿となることも重要です。

【具体的な取組内容等】

特別加入を希望する構成員がいる場合には、既存の特別加入団体を紹介したり、必要な場合には事業者団体独自で特別加入団体を設立しましょう。

2-③ 構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。

【取組の必要性】

構成員に対し、事故発生時に備えた取組を行うために必要な助言や支援を行うとともに、事故発生時には、迅速に対応できるよう、支援体制を整えておくことも重要です。

【具体的な取組内容等】

構成員が事故発生時の事業継続のために準備を行うよう促すほか、準備に当たっての必要な助言や支援を行いましょう。また、事故発生時には、団体の役割に応じた支援を行いましょう。